

平成29年3月熊野市教育委員会臨時会議録

1. 日 時 平成29年3月23日（木） 午後4時00分から
2. 場 所 熊野市役所 4階 第4会議室
3. 出席者 倉本教育長 大久保委員、糸川委員、北野委員
4. 欠席委員 高見委員
5. 事務局説明員
林総務課長、楠学校教育課長、杉本社会教育課長、
小瀬総務課庶務係長
6. 教育長報告
 - (1) 一般経過報告
 - (2) 事件・事故・問題行動等
 - (3) 今後の予定
7. 議 事
 - (議案第1号) 熊野市いじめ問題対策連絡協議会規則（案）について
 - (議案第2号) 熊野市いじめ問題対策会議規則（案）について
 - (議案第3号) 熊野市高等学校等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示案について
8. その他

開会

(教育長) 開会の宣言

教育長報告

(教育長・事務局) 平成29年2月定例会議会の一般質問における主要質問及び答弁の概要について報告。

(教育長) 教育長報告につきまして、何かご質問等ございませんか。

(委 員) 無し。

(教育長) 続きまして、事項書3の議事に移ります。議案第1号熊野市いじめ問題対策連絡協議会規則案について事務局より提案をお願いします。

(事務局) 議案第1号熊野市いじめ問題対策連絡協議会規則案について提案。

(教育長) 議案第1号熊野市いじめ問題対策連絡協議会規則案について何かご質問等ございませんか。

- (委員) いじめ問題対策連絡協議会の構成は何名でしたか。
- (事務局) 条例では、20名以内となっております。現在、予定しているのは、18名です。
- (教育長) その他ございませんか。
- (委員) いじめ問題対策連絡協議会は、月1回に開くのではなく、何かあった時に開くということなんですか。
- (事務局) 年1回以上ということで、関係機関が一堂に集まって、いじめ防止に関する連携や効果的な啓発について、協議いただくことになっております。
- (教育長) よろしいでしょうか。
- (委員) はい。
- (教育長) 議案第1号熊野市いじめ問題対策連絡協議会規則案についてご承認いただけますでしょうか。
- (委員) はい。
- (教育長) ありがとうございます。議案第1号熊野市いじめ問題対策連絡協議会規則案については承認されました。
- (教育長) 続きまして、議案第2号熊野市いじめ問題対策会議規則案について事務局より提案をお願いします。
- (事務局) 議案第2号熊野市いじめ問題対策会議規則案について提案。
- (教育長) 議案第2号熊野市いじめ問題対策会議規則案について、ご質問等ございませんか。
- (委員) 第3条の臨時委員とありますが、具体的にはどういうものなんですか。
- (事務局) 弁護士や医者、学識経験者、心理の専門家等を考えていますが、事案によっては、他に専門家が必要となってきますので、教育委員会の判断で、お願いをしていくことを考えております。
- (教育長) よろしいでしょうか。
- (委員) はい。
- (教育長) 議案第2号熊野市いじめ問題対策会議規則案についてご承認いただけますでしょうか。
- (委員) はい。
- (教育長) ありがとうございます。議案第2号熊野市いじめ問題対策会議規則案については、ご承認いただきました。
- (教育長) 続きまして議案第3号熊野市高等学校等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示案について事務局より提案をお願いします。
- (事務局) 議案第3号熊野市高等学校等通学費補助金交付要綱の一部を改正す

る告示案について提案。

(教育長) 議案第3号熊野市高等学校等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示案について、ご質問等はありませんか。

(委員) ここで言う高校というのは、紀南地域の高校へ通学する者に補助をするということですか。

(教育長) 平成28年度までは、紀南高校や木本高校等にバスまたはJRを利用して通学する生徒に対して3か月定期の3分の1の額を補助することで進めてまいりました。平成29年度は、上川地区から新宮の公立高校へ公共交通機関を利用して通学する生徒に対しても補助をするものとなります。

(事務局) 上川地区の生徒は、紀南高校や木本高校へ実際に通うことが困難です。昔から上川地区の生徒は新宮へ通う傾向にありますが、やはり熊野市内在住であるので、上川地区の生徒に対しても補助を行っていくものとなっております。

(教育長) 元々は、地元の高校の支援や子育て支援の意味合いがありまして、子育て支援から考えた場合に、紀和町の上川地区の子どもを持つ家庭に対しても当てはめるべきではないかということで、平成29年度から事業化させていただきたいと思えます。

(委員) 定時制に通う生徒は対象ではないのですか。

(事務局) 趣旨からすれば、県立高等学校の生徒であることと公共交通機関を利用すると該当になると思えます。

(委員) 今、定時制に通う生徒がどのくらいいるかわからないですが。定時制を含めると、第3条の(2)の中学校卒業後3年以内の者の保護者とありますが、定時制は4年ですが、それだったら該当しないんですか。

(事務局) 今のところは、該当しないです。

(教育長) 定時制も4年となっておりますが、3年で卒業することは可能です。

(教育長) その他ご質問ございませんでしょうか。

(委員) 無し。

(教育長) 議案第3号熊野市高等学校等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示案についてご承認いただけますでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) ありがとうございます。議案第1号から議案第3号まで承認いただきました。続きまして、事項書4のその他に移ります。事件等のその後の内容について事務局より説明をお願いします。

(事務局) その他 事件等のその後の内容について説明。

(教育長) その他 事件等のその後の内容について、ご質問等ございませんか。

(委員) 無し。

(教育長) 続いて、大吹峠の件も含めて、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 平成27年度地区公民館講座実績一覧をご覧ください。前回の教育委員会議で公民館活動の実績の資料をご用意できなかったもので、今回提出させていただきます。平成28年度の実績につきましては、現在集計中ですので、集計が終り次第、お渡しさせていただきます。大吹峠の竹林の保全の関係ですが、現在、資材を大吹峠へ搬入しており、獣害対策をする場所を確認して、3月中には檻を設置することになっております。

(教育長) 今の2点について、ご質問等はないでしょうか。

(委員) 無し。

(教育長) 次回開催予定日は、4月3日(月)午後4時00分より、こちらの第4会議室で開催いたしますので、よろしくをお願いします。

(教育長) それでは、3月教育委員会臨時会議を終了させていただきます。